

武蔵野市住民投票条例について

成蹊大学 武田真一郎 (2021.12.02)

東京都武蔵野市で住民投票条例案の審議が進められている。この条例案の大きな特徴の一つは、市内に住民登録した外国人にも投票資格を認めたことである。これまでも永住資格や特別永住資格を有する外国人に投票資格を認めた条例は少なくないが、2019年に外国人住民登録制度が設けられたので、今後は武蔵野市のようにこの制度を使って外国人の投票資格を認める自治体は増加すると思われる。

ところが、武蔵野市では外国人に投票資格を認めることに反対する人々が連日のように街宣車等で市役所に押しかけ、抗議活動を続けている。もちろん、公共の福祉に反しない限り、抗議することは自由であるが、断片的に漏れ聞こえる抗議の理由はあまりにも的外れであり、建設的でないように思われる。そこで、住民投票を研究し、実践してきた立場から多少の意見を述べておきたい。なるべく簡潔に記述するため、箇条書きにする。

1 外国人の投票資格を認めることに法的には何の問題もない。条例は法律に違反しない範囲で制定できるが（憲法 94 条）、外国人の投票資格を制限する法律の規定はない。

2 外国人に住民投票の投票資格を認めても、選挙権（選挙権としての参政権）を認めることにはならない。選挙権の要件は法律で定められており、外国人に地方選挙あるいは国政選挙の投票権を認めるかどうかは、国会が決めることである。自治体が条例で住民投票の投票資格を認めることとは関係がない。

3 武蔵野市条例は結果に法的拘束力はないから、日本人も外国人も市政を法的に拘束することはできない。例えばアメリカの州の住民投票は住民が提案した法律案の賛否を問う発案（initiative）の投票が中心だから、賛成多数となると法律が成立するという強い効果がある。武蔵野市条例を始め、日本の自治体の住民投票は結果に何の法的効果もない世界で最も効果の弱い住民投票であるから、外国人の投票資格を認めることによって市政をのっとられるなどということはあるまい。

4 地域で暮らす外国人が地域の問題に意見を表明することは当然の権利である。日本国憲法が保障する表現の自由などの普遍的な基本的人権は、外国人にも保障されている。これは武蔵野市民以外の方が武蔵野市の問題（例えば住民投票条例の制定）について意見を表明する権利があるのと同じことである。外国人住民は所得があれば税金も納めており、地域の問題に意見を表明することは当然の権利である。よって、外国人住民に住民投票の

投票資格を認め、意見を表明する機会を保障することは不合理でない。

5 外国人住民に投票資格を認めることは、地域の問題を共に考えることにより、外国人と相互理解を深めるよい機会である。食糧も資源も外国に依存し、経済力も低下した日本は、外国人と相互に理解し、協力することが不可欠である。このような観点から外国人の投票資格を認める自治体もあれば、認めない自治体もある。これが地方自治である。

6 外国人の投票資格の他にも武蔵野市条例案には重大な問題がある。それは投票対象を「市政運営上の重要事項」とし、市に権限のない事項や住民投票の対象としてふさわしくない事項を投票の対象から除外したことである。

仮に、市長が市政運営上の重要事項でないと判断すると投票が実施できないとすれば、市長に拒否権を認めたことになり、武蔵野市条例は常設型住民投票条例（一定の署名が集まれば長や議会に拒否権を認めず、必ず投票を実施する）ではないことになる。このままでは、例えば国が市内に「敵基地先制攻撃研究所」を計画しても、市に権限がない事項だとして市長は投票の実施を拒否する可能性がある。

これまでに日本の各地で住民投票条例が議会で審議された事例はかなり以前に 1000 件を超えたが、その中に特定個人を誹謗したり、住民投票の対象としてふさわしくないといえるような不真面目なものは一件もない。そもそも住民投票の対象としてふさわしくないテーマについては、投票実施に必要な署名が集まらないはずである。

武蔵野市民が住民投票の対象にふさわしくない事項について投票を提案するとは考えられないし、まして必要署名数（投票資格者の 4 分の 1）が集まるはずがない。そもそも投票結果に法的拘束力はないのだから、投票対象は制限せず、必要署名数が集まった事項が市政運営上の重要事項だと考えればよいのである。

もちろん武蔵野市民が市長等に事実上の拒否権を認めるべきだと考えるのであれば、それで結構である。しかし、条例が成立し、いざ投票を実施しようとした段階で市長に実施を拒否され、初めて拒否権があることに気が付いたという事態は好ましくないであろう。市長に拒否権を認めるのであれば、それは市民の権利（投票権あるいは住民投票実施請求権）を制限することになるので、地方自治法 14 条 2 項により、条例の本文で、いつ、だれが、市政運営上の重要事項に当たると判断するのかを明記するべきである（実際には署名収集代表者証明書を交付するときに、市長が判断することになる）。